

第8章 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にする。
- (3) 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき別に定める様式により報告する。